する指示措置をいう。）（法第六条第五項において準用する場合にあっては、当該要措置区域において講じられた指示措置等（法第七条第三項に規定する指示措置等をいう。以下同じ。）を明示して、都道府県又は令第九条に規定する市の公報に掲載して行うものとする。この場合において、当該要措置区域の明示については、次のいずれかによることとする。

一～三　（略）

（形質変更時要届出区域の指定の公示）

第四十七条　法第十一条第三項において準用する法第六条第二項の規定により、都道府県が行う形質変更時要届出区域（法第十一条第二項に規定する形質変更時要届出区域をいう。以下同じ。）の指定及びその解除の公示は、当該指定及びその解除をする旨、当該形質変更時要届出区域、当該形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類並びに第五十八条第四項第九号から第十一号までに該当するものにあってはその旨並びに指定の解除の公示の場合にあっては当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置を明示して、都道府県又は令第九条に規定する市の公報に掲載して行うものとする。この場合において、当該形質変更時要届出区域の明示については、第三十二条後段の規定を準用する。

（台帳）

第五十八条　（略）

2　法第六条第一項の規定により要措置区域が指定された場合、又は法第十一条第一項の規定により形質変更時要届出区域が指定された場合には、都道府県知事は、当該要措置区域又は形質変更時要届出区域に係る前項の帳簿及び図面を調製するものとする。

3　法第六条第四項又は法第十一条第二項の規定により要措置区域等（法第十六条第一項に規定する要措置区域等をいう。以下同じ。）の全部又は一部の指定が解除された場合には、都道府県知事は、当該要措置区域等の全部又は一部に係る帳簿及び図面を台帳から消除し、法第六条第四項の規定により同条第一項の指定が解除された要措置区域（以下「指定解除要措置区域」という。）又は法第十一条第二項の規定により同条第一項の指定が解除された形質変更時要届出区域（以下「指定解除形質変更時要届出区域」という。）に係る第一項の帳簿及び図面を調製するものとする。

4　第一項の帳簿及び図面であって、要措置区域、形質変更時要届出区域、指定解除要措置区域又は指定解除形質変更時要届出区域に関するものは、それぞれ区別して保管しなければならない。

5　要措置区域等に係る第一項の帳簿は、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、要措置区域にあっては様式第十三、形質変更時要届出区域にあっては様式第十四のとおりとする。

一～十二　（略）

6　指定解除要措置区域又は指定解除形質変更時要届出区域（以下「指定解除要措置区域等」という。）に係る第一項の帳簿は、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

一　指定解除要措置区域等に関する前項第一号から第十二号までの事項

二　要措置区域等の指定が解除された年月日

三　要措置区域等の指定が解除された理由となった汚染の除去等の措置

四　要措置区域の指定が解除されたときに形質変更時要届出区域に指定された場合又は形質変更時要届出区域の指定が解除されたときに要措置区域に指定された場合にあっては、その旨

する指示措置をいう。）（法第六条第五項において準用する場合にあっては、当該要措置区域において講じられた指示措置等（法第七条第三項に規定する指示措置等をいう。以下同じ。）を明示して、都道府県又は令第八条に規定する市の公報に掲載して行うものとする。この場合において、当該要措置区域の明示については、次のいずれかによることとする。

一～三　（略）

（形質変更時要届出区域の指定の公示）

第四十七条　法第十一条第三項において準用する法第六条第二項の規定により、都道府県が行う形質変更時要届出区域（法第十一条第二項に規定する形質変更時要届出区域をいう。以下同じ。）の指定及びその解除の公示は、当該指定及びその解除をする旨、当該形質変更時要届出区域、当該形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類並びに第五十八条第四項第九号から第十一号までに該当するものにあってはその旨並びに指定の解除の公示の場合にあっては当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置を明示して、都道府県又は令第八条に規定する市の公報に掲載して行うものとする。この場合において、当該形質変更時要届出区域の明示については、第三十二条後段の規定を準用する。

（台帳）

第五十八条　（略）

2　前項の帳簿及び図面は、要措置区域等（法第十六条第一項に規定する要措置区域等をいう。以下同じ。）ごとに調製するものとする。

（新設）

3　第一項の帳簿及び図面であって、要措置区域に関するものは、形質変更時要届出区域に関するものと区別して保管しなければならない。

4　第一項の帳簿は、要措置区域等につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、要措置区域にあっては様式第十三、形質変更時要届出区域にあっては様式第十四のとおりとする。

一～十二　（略）

（新設）